

規則

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を、(一)に公布する。

令和八年一月十三日

埼玉県教育委員会教育長　田　吉　亨

埼玉県教育委員会規則第一号

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十五年埼玉県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一教育職給料表(1)の部4級の項中「13,100円」を「13,300円」に改める。
別表第二教育職給料表(1)の部4級の項中「12,500円」を「12,600円」に改める。

附 則

(一)の規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定は、令和八年一月一日から適用する。